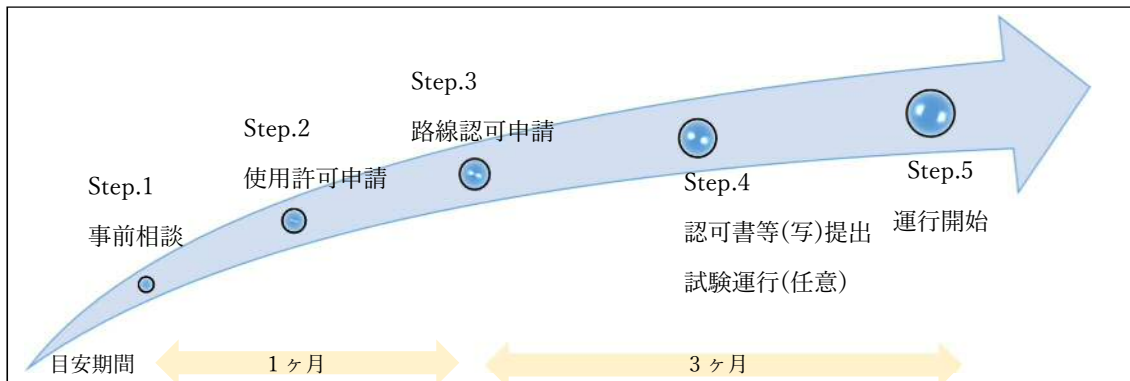


さいたま新都心バスターミナルの手続きフロー

【事業者向け】



Step.1 □ 事前相談（事業者⇒さいたま市）☒

運行計画（予定）の情報を提供【便数、共同運行、発着時間、頻度、運行先、運行開始予定日】



運行管理 No の提供（さいたま市）

※希望時間でのバスの空き状況に応じて可否を確認し、仮押さえをします。
（利用状況によっては、運行協議会にて調整を要することがあります。）

Step.2 □ バスターミナル使用許可申請（事業者⇒さいたま市）☒

- 【提出書類】 ①さいたま新都心バスターミナル使用許可申請書
②事業計画概要（又は、認可申請書の案）
③さいたま新都心バスターミナル利用計画（※Excel データも提出）



使用許可書の交付（さいたま市）

※共同運行は、各事業者による申請と併せて、代表者は「共同運行利用計画」を作成し提出して下さい。

Step.3 □ 運輸局への路線認可申請（事業者⇒運輸局）



路線認可書交付（運輸局）

※計画の変更が生じた際は、速やかに連絡して下さい。

Step.4 □ 認可申請書・認可書の写しを提出（事業者⇒さいたま市）☒

- 【提出書類】 紙媒体 1 部、CD 等電子データ 1 部
事業計画、運行計画概要書、停留所の名称及び位置並びに停留所間のキロ程、
運行系統図、認可申請路線図、新設停留所位置案内図、認可書
※上記書類の本系統、さいたま新都心バスターミナルに関する部分のみを提出
□(任意) 試験運行の実施（事業者）☒

Step.5 □ 運行開始（事業者）☒

※運行開始の日時が確定した際は、事前に連絡

（連絡先）さいたま市 都市局 都市計画部 交通政策課 企画調整係

〒330-9588 埼玉県さいたま市浦和区常盤 6-4-4

TEL 048-829-1053 fax 048-829-1979 ☒ kotsu-seisaku@city.saitama.lg.jp